

平成26年7月1日

お客様各位

尾西信用金庫

「暴力団排除条項」に関するお知らせ

当金庫では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等の趣旨を踏まえ、暴力団等の反社会的勢力との関係を遮断するため、これまでに普通預金規定等の各種預金規定、貸金庫規定、融資関係の契約書等に「暴力団排除条項」を導入しております。

「暴力団排除条項」とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合には、当金庫の判断によりお取引の停止やご契約の解除を行うことができることを定めたものです。

なお、この条項は、すでにお取引をいただいているお客様に対しても適用されますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

また、当金庫では、お客様から新規のお取引やご契約のお申し込みをいただいた際に、お客様が暴力団等の反社会的勢力でないことを表明・確約していただく手続きもお願いしております。

当金庫では、今後とも反社会的勢力との関係の遮断のための取組みを積極的に行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

〔お問い合わせ窓口〕

尾西信用金庫 コンプライアンス統括部

フリーダイヤル：0120-102-305

受付時間：平日の9時～17時